地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会制度について

令和3年7月20日 鳥取県商工労働部産業未来創造課

1 委員会の概要

- (1) 設置根拠
- ○「地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という)」第 11 条第 1 項に基づき、 鳥取県知事の附属機関として設置
- ○組織及び委員など評価委員会の必要事項は「鳥取県地方独立行政法人法施行条例(平成 18 年鳥取県 条例第 61 号。以下「条例」という)」で規定

(2)組織

(委員数) 5名以内

※地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者の中から知事が任命

(委員任期) 2年(再任可)

(委員長) 委員の互選により選出

2 評価委員の主な業務

(1) 産業技術センターの業務実績評価に際しての意見

・年度業務実績(毎年度)、中期目標期間終了時見込業務実績(中期目標期間終了直前年度←2022 年度が該当)、及び中期目標期間業務実績報告書(中期目標期間終了後)に対し設立団体の長が評価する際に<u>意見する</u>。 ※上記業務実績報告書並びにセンターからのヒアリングを踏まえた評価委員による意見をもとに設立団体の長が各評価を決定

(2) 産業技術センターの中期目標・中期計画(4年間)に関する意見

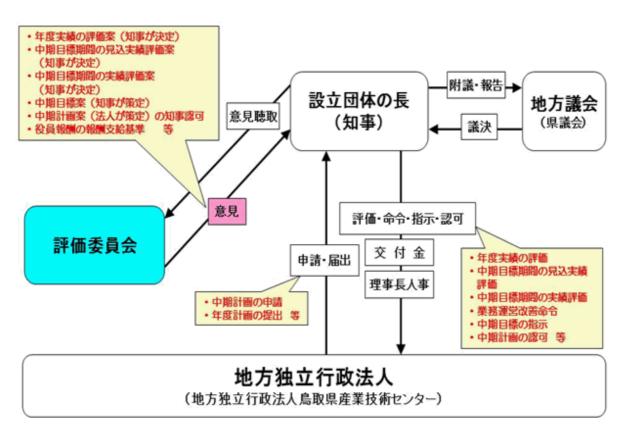
- ・中期目標期間ごと(4年に1度)に設立団体の長により作成(変更)される中期目標に対して<u>意見する</u> (2022 年度(第5期)が該当)。
- ・中期目標期間ごとに、中期目標をもとに産業技術センターが作成する中期計画に対して設立団体の長が 認可する際に<u>意見する</u> (2022 年度が該当)。

≪評価委員会の所掌事務≫ 法第11条第2項

項目	評価委員会の所掌事務
法人運営の目標及び	設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見
計画に対する意見	中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見
	各事業年度における業務の実績評価に際しての意見
法人運営実績評価に	中期目標期間終了直前年度における中期目標期間終了時に見込まれる評価に際しての 意見
際しての意見	中期目標期間における業務評価に際しての意見
	中期目標期間終了時の全般的見直し検討に係る意見
7-0/14	特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する意見
その他	重要財産の処分に係る許可に対する意見

≪第4期中期計画期間における評価委員会の動き≫

第4期中期計画期間	毎年度	特定年度
2019 年度		第3期中期目標期間業務実績報告の評
(令和元年度)		価に係る意見
<終了>		(<u>第1回委員会(7月): ヒアリング</u>)
	・ 前年度業務実績の評価	(<u>第2回委員会(8月): 評価案確定</u>)
2020 年度	(<u>第1回委員会(7月):ヒアリング</u>)	
(令和2年度)	(<u>第2回委員会(8月):評価案確定</u>)	_
2021 年度	・役員報酬基準への意見	
(令和3年度)	(第3回委員会(2月頃)) ※第3回は他に議案がなければ書面開催も検討	_
2022 年度		・第4期中期目標期間 <u>終了時見込</u> 業務
(令和4年度)	【該当案件がある場合】	実績の評価に係る意見
	(中期計画の変更案等への意見)	・第5期中期目標(県作成)への意見
	(重要財産処分に係る許可に対する意見)	・第5期中期計画への意見
		・その他中期計画終了時の全般的見直
		し検討への意見



(地独) 鳥取県産業技術センター令和2年度実績評価の進め方

令和3年7月20日 産業未来創造課

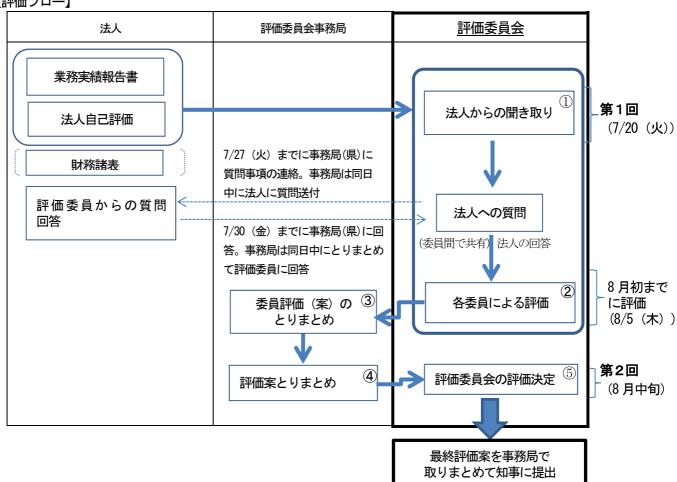
1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画を構成する各年度計画の進捗状況を確認する。
- (2) 評価を通じて、法人の業務運営状況を県民に分かりやすく示す。
- (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。 ※評価については、鳥取県情報公開条例(平成12年条例第2号)に基づき公開する。

【評価の進め方】

区分	時期	法人	評価委員会	県
年度終了	3月末	年度事業の終了		
評価準備 ~提出	4~6月	業務実績報告書、財務 諸表等作成		
灰斑	6月末	業務実績報告書、財務 諸表等提出		
評価	7~8月	・実績検証対応 ・意見聴取対応 等	・業務実績検証(聞き取り) ・評価案の作成 ・法人への意見聴取(事実確認) ・評価結果案まとめ→知事へ意見提出	財務諸表検証
報 告 . 公 表	9月	_	知事が評価決定	評価を議会報告/法人に通知 財務諸表承認

【評価フロー】



2 評価の方法

業務実績報告書等に基づき、「項目別評価1」と「全体評価2」により実施する。

- 1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価
- 2 項目別評価及び利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

(1) 自己評価

法人は、中期計画に記載されている項目ごと(「中期計画の項目別評価における評価単位」) に業務実績を検証し、その達成状況を次の5段階で評価する。

- S 中期計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている
- A 中期計画を上回って業務が進捗している
- B 概ね中期計画どおりに業務が進捗している
- C 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- D 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

(2) 評価委員による項目別評価【評価様式 資料3】

①業務実績の検証

業務実績報告書をもとに、中期計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め、総合的に検証する。

②業務実績の評価

区分	項目別評価	全体評価
令和2年度 業務実績	(資料 4-1) ・項目ごとに 5 段階で評価	(資料 4-2) ・「総合評価」項目別評価を踏まえ、全体的な達成状況を5段階で評価 ・意見、コメントを「個別評価」評価単位ごとに記入

【評価基準】

	-	
評価基準	評価	点数換算
年次計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている	Ø	5
年次計画を上回って業務が進捗している	Α	4
概ね年次計画どおりに業務が進捗している	В	3
年次計画に対して業務の進捗がやや遅れている	С	2
年次計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	D	1

※点数換算は事務局が行う。

資料3-1(評価様式)

|--|

令和2年度 項目別評価

大項目	中項目	小項目	評価単 位	自己評 価	委員 評価	特記事項(評価に関するコメントなど)
中期目標	の期間【令	和元年4月1日~令和5年3月31日(4年間)】				
Ⅰ 県民に	対して提供す	こるサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
	1 県内企業	● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
		(1) 技術的課題解決のための技術相談	1	A		
		(2) 製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための機器利用、依頼試験・分析	2	Α		
		(3)新事業の創出、新分野進出のための支援	3	Α		
		(4)生産性向上のためのIoT・AI・ロボット等先端技術の実装支援	4	Α		
		(5)グローバル需要獲得のための支援	5	В		
	2 鳥取県の	経済・産業の発展に資する研究開発				
		(1)企業の収益性向上を目指す実用研究(短期的視点)				
		(2)未来の経済・産業発展に貢献する基盤研究(中長期的 視点)	6	Α		
		(3)知的財産権の積極的な取得と成果の普及	7	Α		
	3 鳥取県で	舌躍する産業人材の育成	8	Α		
	4 県内外機	関との連携支援体制の構築	9	Α		
	5 積極的な	育報発信	10	Α		
Ⅱ 業務選	運営の改善及	び効率化に関する事項				
	1 機動性の	高い業務運営	11	Α		
	2 職員の意	欧向上と能力開発	12	Α		
Ⅲ 財務内	容の改善に	関する事項				
	1 予算の効	率 的運用	13	Α		
	2 自己収入	の確保	14	Α		
	3 提供する	サービス向上に向けた剰余金の有効活用	\angle			
ⅳ そのイ	也業務運営に	に関する重要事項				
	1 内部統制	システムの構築と適切な運用				
		(1) 法人運営における内部統制の強化				
		(1) 法令遵守及び社会貢献	15	Α		
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 (3) 労働安全衛生管理の徹底				
	2 環境負荷	の低減と環境保全の促進				
		急事態への対応	16	Α		
V そのf	也設立団体の	D規則で定める業務運営に関する事項				
	1 施設及び	投備に関する計画				
	2 出資、譲渡	隻その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担				
	保に供しよう 3 人事に関	とするときは、その計画 する計画	17	В		

資料 3-2 (評価様式)

(委員名)	
-------	--

令和2年度の全体評価

◆総合評価

5 段階評価

評価点	評価基準	評価
5	年次計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている	S
4	年次計画を上回って業務が進捗している	Α
3	概ね年次計画どおりに業務が進捗している	В
2	年次計画に対して業務の進捗がやや遅れている	С
1	年次計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	D

〇総合評価コメント

◆個別評価

- (1) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (3) 財務内容の改善に関する事項
- (4) その他業務運営に関する重要事項、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項